



後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

令和7年度 後期高齢者医療の健康診査のご案内



年1回、健康管理のため、健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬から受診券を順次郵送します。(受診券発行の申込みをする必要はありません。)

- **対 象 者**：被保険者(長期入院者、施設入所者を除く)
- **検査項目**：【皆様に実施する項目】
問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、診察(身体診察)、尿検査(糖、蛋白、潜血)血液検査(脂質、肝機能、糖代謝、腎機能、尿酸、貧血等)
【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】
心電図検査、眼底検査

- **受診期限**：令和8年2月28日(土)まで
- **自己負担**：無料
- **持 ち 物**：マイナ保険証等、受診券、
受診票・問診票
- **実施場所**：受診券に同封する一覧表
に記載された医療機関

令和7年度 後期高齢者医療の歯科健康診査のご案内

歯と口の健康チェックのため、歯科健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬から受診券を順次郵送します。(受診券発行の申込みをする必要はありません。)

- **対 象 者**：令和7年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の被保険者(長期入院者、施設入所者を除く)
- **検査項目**：
問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常)、口腔機能検査(噛む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)

- **受診期限**：令和8年2月28日(土)まで
- **自己負担**：無料
- **持 ち 物**：マイナ保険証等、受診券、
受診票・問診票
- **実施場所**：受診券に同封する一覧表
に記載された医療機関

お問合せ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が拡充されます

和歌山県後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が変更されますのでお知らせします。

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額(54,428円)と被保険者の所得に応じて決まる所得割額(11.04%)の合計額です。世帯の所得が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があります。令和7年度から軽減される対象世帯が拡充されました。計算式は下記のとおりです。

なお、令和7年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

軽減割合	世帯主及び世帯の被保険者全員の合計所得額	
	令和6年度【参考】	令和7年度
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>29.5万円</u> ×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>30.5万円</u> ×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>54.5万円</u> ×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>56万円</u> ×(被保険者数)以下

お問合せ 保健福祉課 ☎0738-22-9041 ／ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

令和7年度 集団健診の日程について

令和7年度の集団健診は、下記の日程で実施します。各地区の健康推進員さんが健診希望調査票を配布してくれますので、希望される方はその際にお申し込みください。

ご自身の健康管理のため、ぜひ受診してください。



日 程	場 所
6月 5日(木)	川辺西小体育館
6月 7日(土)	旧江川小体育館
6月10日(火)	かわベテニス公園
6月13日(金)	防災センター
6月16日(月)	防災センター
6月20日(金)	旧山野小体育館
6月22日(日)	川辺西小体育館
6月25日(水)	千津川コミュニティセンター
7月 1日(火)	川辺西小体育館

日 程	場 所
7月 2日(水)	日高川交流センター ※婦人科検診のみ
7月 6日(日)	平スポーツセンター
7月 8日(火)	旧川中小体育館
7月11日(金)	中津小体育館
7月13日(日)	寒川多目的施設
7月17日(木)	日高川交流センター
7月20日(日)	山村開発センター
7月27日(日)	日高川交流センター

お問合せ 保健福祉課 ☎0738-22-9041

令和7年度の国民年金保険料額は月額17,510円です

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

前年所得のめやす 128万円+扶養親族等の数×38万円

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、令和6年度に保険料納付を猶予されている方で、令和7年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、令和7年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。なお、令和7年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務局にご連絡ください。

お問合せ 住民課 ☎0738-22-1701 ／ 田辺年金事務所 ☎0739-24-0432